

回										
覧										

ひめじ創生奨学金返還支援制度

最大 **200万円**



姫路市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏^{※1}内で働く場合に、奨学金^{※2}の返還を支援します。

※1 播磨圏域連携中枢都市圏とは姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町で構成される圏域です。

※2 独立行政法人日本学生支援機構第一種・第二種奨学金が対象です。

対象者

令和7年4月1日時点で35歳以下の方で、次のいずれかの業種で就業中又は就業予定の方（公務員を除く）

※令和6年4月1日から令和8年9月30日の間に就業開始の方が申請対象

- ・製造業
- ・建設業
- ・医療、福祉
- ・情報サービス業
- ・第一次産業（農業、林業又は水産業）
- ・幼保連携型認定こども園
- ・幼稚園型認定こども園

支援額

上限額 **100万円** + 市内定住者・Uターン者(**50万円**) + 大学院(**50万円**)加算有

※別途、一定期間内の結婚・出産に対して各10万円の支援あり

支援方法

申請後に3年間の定住・就業等の要件を満たした場合に、一括で対象者の方にお支払いします。

募集人数

80人（選考あり）

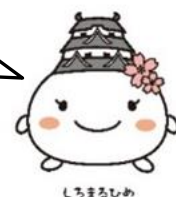
申請期限

令和7年12月12日（金）

申請方法など、詳しくはHP掲載の募集要項をご覧ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000027663.html>

不明な点等あればお気軽にお問合せください。



しちまるひめ

市ホームページ



【問い合わせ先】 姫路市 政策局 高等教育室 TEL 079-221-2596

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地（市役所9階）